

ギラード・ツッカーマン、赤藤ネオ詩織、ジョヴァンニ・マテオ・ケル著(2014)
「先住民言語権：アボリジニ諸言語の喪失のつぐない」

Guil'ad Zuckermann, Shiori Shakuto-Neoh, and Giovanni Matteo Quer, 'Native Tongue Title: compensation for the loss of Aboriginal languages', *Australian Aboriginal Studies*, 2014/1, pp. 55-71

幡新 大実

Omi Hatashin

大阪女学院大学

Osaka Jogakuin University

本稿は、絶滅危惧言語の研究と言語復興の実践に情熱を傾けるツッカーマンらの標記共著論文について、これを言語学者と法律学者の学際的対話の初期的試みと見て、その対話のより建設的な発展のために、同論文の中で言語学者ツッカーマンの説く言語復興の意義に最も即した法的道具 (instrument) は何かという、同論文の中で法律を扱っている部分において必ずしも明確でない視点を入れて批評してみたい¹。

ツッカーマンは、イスラエル生まれ、イタリアの統一世界カレッジ・アドリア海校 (United World College Adriatic) で国際バカロレア (IB) を取得、イスラエルの兵役義務を果たした後、テルアビブ大学で修士号 (言語学)、オックスフォード大学で博士号 (言語学) を取得、ケンブリッジ大学チャーチル・カレッジのゲルベンキアン研究フェローを経て、現在オーストラリアのアデレード大学で言語学の主任教授を務めている。主著には、『イスラエル・ヘブライ語における言語接触と語彙の豊富化』 (*Language Contact and Lexical Enrichment in Israeli Hebrew*, 2003, London: Palgrave Macmillan) や『イスラエル語：美しい言葉』 (*Israeli Safa Yafa; Israeli, A Beautiful Language*, 2008, Tel Aviv: Am Oved) がある。後者は、前者の土台の上に、現代イスラエル語が一般に信じられているような古代ヘブライ語の単なる復活ではなく、中世ヨーロッパにおいてユダヤ人が発展させたクレオール言語の一種であるイーディッシュ語を通じてヨーロッパ言語の文法や語彙を多分に受け継いでいるだけでなく、ヘブライ語と同じセム語族に属す兄弟に当たるアラビア語の語彙も取り入れた新しい言語であることを明らかにし、もって言語復興の実践的かつ創造的側面を照らし出したものである。この書の出版のため、現代イスラエル語は古代ヘブライ語の純粹な復活でなければならないと信じる国粋主義者の激しい怒りを買ひ、暗殺予告も受けているという。そして、就職先の国への恩返しに、自身の現代イスラエルにおける死語の「復興」のあり方の研究を活かして、オーストラリアで消滅の危機に瀕

した言語、とくに職場から近いニューサウスウェールズ州のバーンガラ語などの復興に実践的に取り組んでいる。その実践的企画を支える目的で政府から予算を得ようと、学際的にイタリア・イスラエルの法学研究者ジョヴァンニ・マテオ・ケルや、日本・オーストラリアの法律の学識のある文化人類学者赤藤ネオ詩織の助力を得て少しく立法政策論を展開したのが、本稿の批評の対象となる論文であると位置づけることができようか。

その原題はNative Tongue Title: compensation for the loss of Aboriginal languagesで、本稿ではとりあえず「先住民言語権」：アボリジニ諸言語の喪失のつぐない」という日本語に機械的に変換した。Titleは「権原」の方がより専門的だが、本稿で述べるようにあまり厳密な法律論にはなっていないので、言語権に留める。適宜、言語「所有権」という言葉も用いる。

この論文の趣旨は、要約を読むと、いわゆる「盗まれた世代」と呼ばれる、主に1910年代から1970年代にかけてオーストラリアの実効支配者の人種隔離政策により母語を話す親から引離されて英語だけを使う環境（教会や施設や家庭）の中で育てられて母語を失った世代のアボリジニたちや混血児たち（榎澤 2006年46頁）の経験した「言語抹殺」(linguicide) について、言語所有権 (native tongue title) に基づく「つぐない」(compensation) をする立法措置を採るべきだと世論に訴えかけるものであるとまとめることができよう。

なお、「盗まれた世代」政策については、日本では榎澤幸広（2006年）、シーゲル（2007年）、木村彩音（2018年）などに詳しい。アボリジニの親からみれば子を「盗まれた」という意味である。ツッカーマンらの論文の文脈に即して捉え直すと、親が子を「盗まれた」だけでなく、親が子に受け継がせるべきもの、そして子が親から受け継ぐべきものの継承の機会を「奪われた」ということになろうか。

ツッカーマンらの論文の中身を読むと、大きく分けて2部構造になっている。3人の共著者の役割分担はツッカーマンによるとツッカーマンの原稿に赤藤とケルがそれぞれの立場から参考文献や文脈について助言を与えたという。内容的に見ると、まず言語学者であるツッカーマンが、アボリジニに喪失母語を返すべきだという規範的な主張を展開し、それを支えるのに「あやまちはつぐなうべし」という倫理的理由と、言語をルーブル美術館に喩えた「美学」的理由と、母語回復に伴う犯罪率の低下や就職率の向上の政府財政にとっての利点という功利的理由の3つを挙げている。後半は法律の視点からの助言を踏まえて、緩やかで強制力を欠く国際法上の要請と憲法上の幅広い立法裁量権を振り返り、関連するオーストラリアの既存の立法例や裁判例を参照しつつ「先住民言語所有権」にもとづくつぐないの立法案を具体的に示唆し、諸外国の少数言語政策と比較する構造をとっている。

ただし、言語学者ツッカーマンが法学の視点からの助言を受けながら展開した規範論と立法政策論がうまくみ合っているかという点、いくつか難点が散見される。

1、論文の標題の「言語所有権」(native tongue title) という言葉と並んで、「盗まれた世代」

という言葉から推測される「言語窃盗」という言葉は出てこないものの、「言語抹殺」(linguicide)という言葉があらわれる。このため、一見、法的には一種の不法行為に対する損害賠償請求と、所有権の設定された私有財産の一種の公的収用に伴う補償請求という2つの別々の法律構成が入り混じっているようにも見える。その背後には、以上の法律構成の前提として、「盗まれた世代」政策によって奪われた母語の学習機会が「法律上保護される利益」(保護法益)に当るのかどうか、オーストラリア法の母法イングランド法に即して言い換えると母語の学習機会喪失が「損害」(damage)に当るかどうか、あるいは言語そのものが私的所有権に服し窃盗ないし公的収用可能な「財産」(property)に当るのかどうかという理論的問題も横たわっている。それは、「言語」の法律上の定義にかかわる根本問題といっても過言ではないだろう。たとえば、渋谷謙次郎(2007年)もまず「言語はいかなる財(good)か」という理論的な問いかけから始めている(15頁)。保護法益*Rechtsgut*を渋谷式に直訳すると、保護法「財」になる。

2、不法行為にもとづく損害賠償請求であれ、所有権に基づく補償請求であれ、仮に母語の学習機会が「保護法益」または言語が所有権に服する「財産」であることが証明されたとすると、不法行為者または公的収用者において損害賠償または補償(英米法はどちらもcompensationであり区別していない)の責任を負うことになる。それが、この法律論に通常期待される帰結である。実際、ツッカーマンら自身、アボリジニ言語復興のためにはオーストラリア諸政府の既存の「補助金」制度では不十分だからという理由で、そういう法律上の義務・責任に訴えかけようとしているように思われる。しかし、ツッカーマンらは最終的にはそういう法律上の義務を新たな立法措置によって発生させるべきだと論じ、かつ、その立法措置に「恩恵的な」(ex gratia)という形容詞まで付けて強調している。「恩恵的」な任意の立法措置ということは、現行法上はそうする義務のないところに立法によってそういう義務を新たに創出するという意味になるので、それなら、最初から言語「所有権」や言語「抹殺罪」などの新概念を用いる必要性がないということになる。

従って、意地悪に批評すると、ツッカーマンらの議論は「言語所有権」や「言語抹殺罪」などの一見「法的」に聞こえる新語をもてあそんでいる、単なる修辭的な「言葉遊び」に終始しているだけ、ということになってしまう。たとえば「言語抹殺」(linguicide)とはフィンランドの教育言語学者トーヴェ・スクットナブ＝カンガス(Skutnabb-Kangas, 1995)が作った造語で、その和訳も日本の社会言語学者木村護朗クリストフら(2000年)による。いずれも法律の専門家ではない。このことは、この造語のモデルとなった「種族抹殺」こと「ジェノサイド」(genocide)が、ポーランドの法律家ラファエル・レムキン(Lemkin, 1944)による造語で、1948年の国連ジェノサイド禁止条約第2条により実定法的に定義された国際法上の犯罪を指す用語であるのと対照的である。ツッカーマンが「言語抹殺」と併記している「言食」glottophagy(55頁)に至ると、もはや法的な響きさえなく、これはフランスの言語学者ルイ

=ジャン・カルヴェの造語である。

しかし、以上のような杓子定規な批評をしてしまうと、この種の学際的研究にしばしば生じかねない学際間の溝や壁の大きさばかりを強調してしまって、せっかくの建設的な対話 (dialogue) のきっかけを損ない、身も蓋もないことになってしまうだろう。本稿は、むしろ、その建設的な対話を促進することを目的としたい。

その目的でツッカーマンらの論文をより広い視野で見直すと、これは、以下に掲げるような経緯を踏まえて、いわば「言語権」に焦点を絞って、連邦レベルで今後「あるべき法について」(de lege ferenda) 展開された立法政策論であると位置づけることができよう。

(あ) オーストラリア連邦の人種差別撤廃条約加入に国内法効力を与える人種差別法 (Racial Discrimination Act 1975) の下で1992年オーストラリア連邦最高裁判所 (High Court of Australia) がアボリジニの先住民 (土地) 所有権 (native title) も強制収用にあたって補償の対象となることを確認し (Mabo v Queensland, No. 2(1992)175 CLR 1)、翌年それを制限するための立法措置 (Native Title Act 1993) を招いた。

(い) 1997年、人権及び機会均等委員会がアボリジニ及びトレス海峡諸島民の子の親からの引離しに関する調査報告書を発表し、癒しの力を強調して謝罪とつぐないを勧告した。当時の John Howard 連邦首相は報告書の事実認定を受け入れたが謝罪は拒否した。

(う) 「生まれた世代」に属する個人が連邦政府を相手取って連邦法違反を訴えつつ内容的にそれがアボリジニに対する国際法上のジェノサイド (種族抹殺) の罪を構成すると訴えた訴訟は1997年に連邦最高裁で敗訴した (Kruger v The Commonwealth of Australia[1997]71 ALJR 991)。

(え) アボリジニ個人の州政府に対するコモンロー上の不法行為に基づく損害賠償請求訴訟の中には勝訴判決も出ており、文化遺産の剥奪も損害賠償の対象となった (Trevorrow v South Australia No. 5[2007]SASC285; South Australia v Lampard & Trevorrow[2010]SASC 56)。

(お) 2007年9月13日の国連総会において先住民権利宣言 (Declaration on the Rights of Indigenous Peoples) が143対4 (棄権11) で採択されたが、オーストラリアはニュージーランド、カナダ、アメリカと並んで反対票を投じた。同宣言は、過去の差別政策が推し進めた先住民の同化を是正 (redress) する義務 (宣言8条2項d号) や先住民の歴史、言語、口承 (oral) の伝統、哲学、文字、文献を復興、使用、発展させ将来世代に伝える権利 (宣言13条1項) などを定めている。

(か) 2008年の連邦議会総選挙による政権交代とアボリジニ及びトレス海峡諸島民の代表らとの協議を経て、2009年4月3日、オーストラリア連邦政府は (お) の国連先住民権利宣言の支持に転じた。

(き) (い) の1997年の人権及び機会均等委員会の勧告に従い、2008年、Kevin Rudd連邦首相

は無条件に謝罪を表明したものの、同年、連邦議会は盗まれた世代に対する恩恵的な（法的義務に基づかない）つぐない金支給法案を否決した。

(く) 州レベルでは2006年にタスマニア州議会が「盗まれた世代のアボリジニのこども法 (Stolen Generations of Aboriginal Children Act 2006) を制定して被害者の請求に基づく補助金支給 (ex gratia payment) 制度を創設した。

(け) 補助金の目的をより一般的に州施設における放置を含む児童虐待の是正救済制度 (Redress Scheme) をクイーンズランド州や西オーストラリア州が立ち上げた。

(こ) ツッカーマンらの論文発表後であるが、2018年に連邦議会は施設児童性的虐待の全国是正救済制度法 (National Redress Scheme for Institutional Child Sexual Abuse Act 2018) を制定し各州議会もこの連邦法で創設された連邦権限 (Commonwealth Powers) の施行法を制定した。

以上と並んで隣のニュージーランドでは1840年の英国王冠と先住民マオリ族との間のワイタンギ条約のマオリ語文の解釈として1985年に「言語」(te reo) を「財産」(taonga) として認めるワイタンギ審判所の判断が下りていて (Wai 11 Claim)、既に多様な二言語化政策がとられてきた実績がある。ニュージーランドにおける言語権の展開は、たまたまワイタンギ条約に署名したマオリ族長らが実際に読んだ条約のマオリ語訳文という武器があって、同条約第2条の規定により王冠 (ニュージーランド主権者) の守るべきproperty (財産) のマオリ語訳であるtaongaには英米法における通常の意味を越えて「財宝」「遺産」くらいのニュアンスがあって無形無体の文化や言語も含まれると解釈される余地があったためのもので、普遍性という点では疑問も残る。ツッカーマンらの論文でも、法律家ケルは注意深くこれを参照すべき諸外国の事例のトップに言及するにとどまっている (67-68頁)。

とはいえ、日本語でも文化財保護法71条2項の重要無形文化財という形で、確かに言語そのものは含まないものの、「芸能」や「工芸技術」(を高度に保持している個人や団体) を保護しており、世界的には2003年のユネスコ無形文化遺産保護条約 (Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage) という形で (b) 芸能 (e) 伝統工芸技術だけでなく、(a) 口承による伝統や表現 (無形文化遺産の伝達手段としての言語を含む)、(c) 社会的慣習、儀式及び祭礼行事、(d) 自然及び万物に関する知識及び慣習などの諸「分野」において「明示」される無形文化遺産を保護しようとしており (条約2条2項の各号)、無形文化財ないし遺産という捉え方は今や普遍的に存在するといって過言ではないだろう。言語も「口承による (oral) 伝統及び表現 (無形文化遺産の伝達手段としての言語を含む)」という「分野 (a)」の但書の中で明示されている。アボリジニ諸言語が元来文字を持たない言語であったことを考えると、この分野 (a) に位置づけることも可能に思われる。「無形文化遺産」そのものは「慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化

的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が、自己の文化遺産の一部として認めるもの」と幅広く定義されている（条約2条1項第1文）。

実は、ツッカーマンが言語喪失のつぐないをすべき「美学」的理由としているものとユネスコ条約の無形文化遺産の定義とは、次に見るように、重なるところが多い。例えば、ツッカーマンの「美学」的理由は、論文57頁に引用されている言語学者Ken Haleの次の言葉に要約されている。

「言語を失うことは、文化、知的な富（wealth）、芸術作品を失うということだ。それは美術館、例えばルーブル美術館に爆弾を落とすようなものだ」。

ここで言語を知的財産といわずに知的富と言っているのは知的財産権という法律用語と区別するためであるが、この言語の性格付けはツッカーマンが論文冒頭55頁に引用しているRussell Hobanというこども向け作家の次の定義とも呼応する。

「言葉とは、すでに死に絶えた過去と今に続いている過去、失われて埋没した文明や科学技術の残骸を今に運び伝える考古学的な伝達手段（vehicle）なのだ。私たちが話している言葉は人類の営為と歴史を記録してきた上書き可能な羊皮紙（palimpsest）なのだ」。

この過去の営みと知恵の「伝達手段」というのは、ユネスコ条約2条2項a号の「口承による伝統及び表現」についての「無形文化財の伝達手段（vehicle）としての言語を含む」という但書の表現によく適合している。

また、ユネスコ条約2条1項第2文は、無形文化遺産を「世代から世代へと伝承され、社会及び集団が自己の環境、自然との相互作用及び歴史に対応して絶えず再現し、かつ、当該社会及び集団に同一性及び継続性の認識を与えることにより、文化の多様性及び人類の創造性に対する尊重を助長するもの」と性格づけている。

この点、ツッカーマンは論文57頁で、アボリジニ言語の喪失とともに食糧源に関する知恵、自然の中で生き抜くための知恵、「夢」と「歴史」が一つの言葉に折り重なった捉え方などが失われたことを想起しつつ、オーストラリア北部のヨーク岬西岸のPormpuraawで話されているKuuk Thaayorre語は「左右」という表現は用いず常に「東西南北」という方角を用いるといった事例を挙げて、アボリジニ言語が話し手の「社会及び集団が自己の環境や自然との相互作用に対応して絶えず再現し」てきた文化遺産を伝えるものであることを強調している。

さらに、ツッカーマンの挙げる言語喪失をつぐなうべき功利主義的理由も、言語復興がその話し手の「社会及び集団に同一性（identity）と継続性の認識を与え」、その社会及び集団の若者の自己評価を向上させ、自殺率や犯罪率を低下させるという様々な研究報告に基づいて、それが治安や社会保障に充てられる予算を減らして国家財政にも資するという議論を含んでいる（57-59頁）。評者もイギリスでインド系の人と出会って思わずサンスクリットについて色々質問を浴びせたときに返ってきた言葉「私は土から引き抜かれた根無し草なんです（I am

uprooted)]を聞いて戦慄が走ったことが忘れられない。心底おそろしいことだと思った。ツッカーマンは言語喪失によって土から引き抜かれた個人の根を土に戻して「自我同一性」アイデンティティを回復させることの国家財政上のメリットを功利的理由の1つに数えているが、その基礎となった研究が示唆していることは、先祖から受け継いだ母語を媒体 (vehicle) とした文化遺産が、人を植物に喩えれば「土」に喩えられ、個人のアイデンティティと不可分の関係にあるということに他ならない。文化遺産が「土」ならその媒体となる言語は「水」にも喩えられようか。水のない沙漠では植物は育たない。ツッカーマンらの論文は、ワイタング審判所の1985年のWai 11 Claimの審判が次のマオイ語表現に注目して言語を「財産」だと解釈したことに注目している。「もし言語が失われたら人も失われた〔鳥〕モアのように失われる (Kangaro te reo, ka ngaro tāua, pērā i te ngaro o te moa)」と。しかし、このマオリ語は「言語」が「財産」だというより、例えばアメリカ合衆国憲法第五修正でいうところの「生命、自由、財産」のうちの「生命」につながる価値ないし尊さを有することを伝えていないだろうか。アイデンティティとは、個人を植物に喩えれば、「土に根付いていること」と捉えられるのかも知れない。

このように見ると、ツッカーマンの議論は、渋谷 (2007年) の「コモンズとしての言語」の議論、とくに言語をイヴァン・イリイチ流の「ヴァーナキュラー (土着的) な価値」としての「コモンズ」commons (共通財ないし善) として捉える議論 (26頁) と重なるところが少なくない。

ユネスコ無形文化遺産保護条約の適用は「既存の人権に関する国際文書並びに社会、集団及び個人間の相互尊重並びに持続可能な開発 (development) の要請と両立するもののみ考慮を払う」(条約2条1項第3文) とされているが、母語の、それを共有する集団の一員としての個人の「世代から世代へと伝わる」文化の流れに根を張る「アイデンティティ」を維持する機能は、当然、「人権」の中核的価値である個人の尊厳につながるので、「社会、集団及び個人間の相互尊重そして持続可能な開発の要請との両立」を図るための足元の土台となると思われる。

いうまでもなく、文化的アイデンティティが偏狭で排他的な部族主義 (tribalism) に墮せば人権の尊重や社会、集団及び個人間の相互尊重とは逆行して相互憎悪を生むので、人権と両立するようにとの注意書きが挿入されたと考えられる。「開発の要請」というのは、無体財産権 (知的財産権) のうちの特許権の対象となる「発明」に必要とされる「産業上の利用」(industrial application) に似て、それが「コモンズ」の「ヴァーナキュラーな価値」を収支計算に含めず外部に置く市場経済の要請だけだとすると、適者生存で短期的に産業上の成功を収めるのに適した言語教育だけが優先されて、絶滅危惧言語は淘汰されていくことにつながるだろう。「持続可能な」という形容詞だけが辛うじて「ヴァーナキュラーな価値としてのコモンズ」の保存される可能性を残そうという試みの表れである。

要約すると、ツッカーマンの議論は、絶滅危惧言語が色々な無形文化遺産の媒体になっているからこそ、言語復興が必要だということになるだろう。

ここで、言語と文化とどちらが「媒体」(vehicle)か、その関係を反転させて捉えることもできるだろう。生物の方が遺伝子の媒体 (vehicle) であると主張し、遺伝子 (gene) 中心の進化研究で知られるリチャード・ドーキンス (Dawkins, 1976) は、実は、遺伝子のように自己複製可能な文化的実体としてのミーム (meme) による人類の進化をも語っている (Dawkins, 1989)。ミームは正確な複製でない分、混合により洗練され、進化する余地がある。地球を襲う様々な災害を生き残るためには多様な遺伝子のプールが存在することが不可欠であるとするならば、人類の生き残りのためにはミームのプールも多様であるべきであり、単純に現在の環境に適応して短期的に繁栄しているミームよりも、むしろ現在は少数となっているミームにこそ将来の環境の激変に対応して進化する力が秘められているかも知れない。ドーキンス自身がNHKスペシャル『地球大進化6ヒト』(2004年)の中で「言葉はまるで遺伝子のように世代を超えて知識を伝える…言葉は第2の遺伝子のような存在である」と語っているように (Dawkins, 2004, 0:44:42-0:46:02)、このミームを言語と置き換えることもできよう。つまり絶滅危惧言語の復興は、進化論的な時間軸における人類種の生残りのためには、逆説的に必要なことだといえるだろう。ツッカーマンのいう「美学」的ないし功利的理由に、この点が含まれていた方が良かったように思う。

以上の観点から、ユネスコ無形文化遺産の分野 (a) の「口承による伝統や表現」に「無形文化遺産の伝達手段としての言語を含む」以上、例えばオーストラリア連邦政府がアボリジニ諸言語をユネスコ無形文化遺産に登録し、その世界的周知につとめつつ、その保護のための補助金支給立法を整えることを提言する方が、その効果は不十分に違いないとはいえ、「言語所有権」のごとき新概念を中途半端に打ち出すことよりも、この論文で言語学者ツッカーマンのいたいことには、より忠実であるように思われる。「あやまちにつぐないを」というツッカーマンの倫理的主張はもっともだが、それを実現する法的手段とは分けて考えた方が良いだろう。

紙面の都合も考えて、本稿はツッカーマンらの論文の前提に横たわる「言語とは財産なのか？」という問いかけをめぐって、ツッカーマン自身が注目しているニュージーランドのワイタング条約の「財産」propertyのマオリ語訳taongaの意味から敷衍して、あえて同論文が触れていないユネスコ無形文化遺産保護条約上の無形文化遺産の定義とツッカーマンの言語復興の理由の比較を行い、それを通して、さらに根本的な問いかけ「なぜ絶滅危惧言語を復興すべきなのか？」についても考察してみた。本稿で言語学者ツッカーマンが法律に関する助言を受けながら展開した規範論と立法政策論があまりかみ合わず、全体として、そして要約の中に、大きな矛盾を抱えているのは、つまるところ、実定法というものが市場経済に似て、実践の結果にこだわらざるを得ない性質を有するためだと思われる。渋谷 (2007) についての書評も、実

際の裁判で言語権が主張される事例が少ない原因は弁護士の個別訴訟の勝ち負けという短期的視点に立った訴訟戦術にあると指摘し、実務家共著者小嶋勇の強い賛同を得ている（歌田2008年159頁）。法律学者は弁護士より長期的な視点に立つことができるといっても、言語学者ほど融通無碍にはいかない。しかし、既存の主流の政治経済システムに適応すれば適応するほど陥りやすい進化上の落とし穴に法律学などは盲目となりやすい。標記論文は、一見世間離れた純粋な正義感やツッカーマンのいう「美学」というものの大切さを問いかける論文であるように思われる。

注

- 1 本稿は、大学基準協会職員で京都大学大学院博士後期課程の小田格さんから学際的対話の困難さと重要性についてご助言頂き、ツッカーマンらの共著論文を言語学者と法律学者の対話の試作と見ること、対話の建設的発展につなげるという本稿執筆の目的を明確にすることができた。謝意を表したい。書評とするには対象論文の扱っていない論点の考察があるため研究ノートとする。内容についての責めは一切、幡新が負う。

参考文献

- 榎澤幸広（2006年）「オーストラリア“盗まれた世代”判決とジェノサイド」工学院大学共通課程研究論叢44巻1号45-59頁
- 歌田英（2008年）「書評、渋谷謙次郎／小嶋勇編『言語権の理論と実践』（三元社2007年）」社会言語学第Ⅷ巻145-165頁
- 木村彩音（2018年）『先住民社会における家族の分離と再構築：オーストラリア・アボリジニの「盗まれた世代」をめぐる歴史的展開と家族の再会支援から』南方文化44巻127-139頁
- シーゲル、マイケル（2007年）『人種主義と二十世紀の世界 —オーストラリアの「盗まれた世代」の例』社会と倫理21巻63-76頁
- 渋谷謙次郎・小嶋勇（2007年）「言語権の理論と実践」三元社
- スクットナブ＝カンガス（木村護朗編訳）（2000年）「言語権の現在：言語抹殺に抗して」三浦信孝・粕谷啓介『言語帝国主義とは何か』藤原書店
- Dawkins, R. (1976) *Selfish Genes*, Oxford: Oxford University Press.
- Dawkins, R. (1989) *Selfish Genes*, 2nd ed. Oxford: Oxford University press.
- Dawkins, R. (2004) NHKスペシャル『地球大進化6ヒト』
- Lemkin, R. (1944) *Axis Rule in Occupied Europe: Laws of Occupation – Analysis of Government – Proposals for Redress*, Washington D.C.: Carnegie Endowment for International Peace
- Skutnabb-Kangas, T. and Phillipson, R. (1995) 'Linguicide and Linguicism' in Phillipson,

R. and Skutnabb-Kangas, T. Papers in European Language Policy, ROLIG paper 53, Roskilde: Roskilde Universitetscenter, Lingvistgruppen, pp. 83-91.